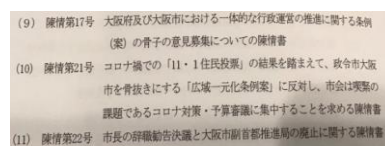


## 「陳情書」とパブコメ追加「意見書」

昨日 19 日午後、大阪市会の財政総務委員会を傍聴した。緊急事態宣言発令中なので、委員会室ではなくモニター傍聴であるが。なぜ傍聴したかというのと、4 日に提出したコロナ禍での「11・1 住民投票」の結果を踏まえて、政令市大阪府を骨抜きにする「広域一元化条例」に反対し、市会は喫緊の課題であるコロナ対策・予算審議に集中することを求める陳情書という長いタイトル陳情書の審査を見守るためだ。



21 件の陳情書の多くが、私と同じく広域一元化条例に関するものだった。陳情書の審査で、4 人の委員の質疑に注目した。



自民の荒木委員と永井委員は、三度目の住民投票、堺市の扱い、「口は出すな、カネは出せ」と都構想と同じ、総合区の検討などについて問いただした。公明の山田委員は自治権、違法性、財源移管などについて質疑。さいごに市民第一の武委員が、条例案の内容や提案、パブコメのやり方など、市民不在であると厳しく批判した。

採決の結果、一部を除き陳情書の多くは不採択となった。私の陳情も自民と市民第一は賛成したが、維新などにより否決された。三度目の住民投票反対については、公明も賛成して採択されたことに注目。質疑を聞いていて参考になることも多かった。

山田委員が地方自治法や都市計画法に抵触するという、私の指摘について質問したが、理事者側は総務省・国交省に「確認」したと答弁。これは副首都推進局への「取材」のときと同様だった。事務委託についての質問でも、事業そのものを委託するのではなく、財源も移管しないと回答。だが、公表された条例案を読むと、個別の事業について、次のように書かれている。

8 条 3 項で「府は、必要があると認めるときは、前二項に規定する方針等に係る個別の事業の実施における府及び大阪市の役割分担又は費用の負担等について、大阪府と会議において協議するものとする」とある。この条項は、条例案骨子には書かれていなかったはずだ。パブコメ中の条例案骨子にないものが、公表された条例案には出てくる。それで追加のパブコメ「意見」を急ぎよ作成して、副首都推進局に出向いた。

この条項は大阪の成長などに関する取組の方向性だけでなく、たとえば万博関連の個別の事業も協議の対象となると考えてよいか。この規定では協議する事項が大幅に拡大して、費用負担という重要な問題まで会議で協議されることになるのでないか。対象を限定するよう規定を修正するか、削除すべきである。

なぜここまで、維新は拙速に条例案制定にこだわるのか。この条項などから考えると、大阪府財政悪化と万博など大規模プロジェクト推進に関係するのではないだろうか。

(2021 年 2 月 20 日)